

2021 年 3 月 22 日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号
株式会社光通信

この書類は、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定に基づき、本店に備え置くために作成したものです。

1. 吸収分割契約の内容

当社及び株式会社 HCMA アルファ（以下「吸収分割承継会社」といいます。）が 2021 年 3 月 22 日付で締結した吸収分割契約の内容は、＜別紙 1＞の通りです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、＜別紙 2＞の通りです。

3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収分割承継会社についての計算書類等の内容

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、＜別紙 3＞の通りです。

(2) 最終事業年度の末日（吸収分割承継会社については会社成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 吸収分割承継会社

該当事項はございません。

② 当社

該当事項はございません。

6. 債務の履行の見込に関する事項

本吸収分割効力発生日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務（当社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限り、）の履行の見込に関する事項は、＜別紙 4＞の通りです。

以 上

<別紙 1 >

◎ 吸収分割契約の内容

当社及び吸収分割承継会社が 2021 年 3 月 22 日に締結した吸収分割契約の内容は、次の通りです。

吸収分割契約書

株式会社光通信（東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号、以下「甲」という。）と株式会社 HCMA アルファ（東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号、以下「乙」という。）とは、甲の営む子会社を通じた販売代理、取次等事業に係る権利義務を乙に承継させるため、吸収分割を行うこととし、次の通り吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、甲の営む(i)子会社を通じた販売代理、取次等事業のうち、本件事業②（後記に定義する。）を除く事業（以下「本件事業①」という。）に係る第 4 条第 1 項に定める権利義務等、及び(ii)移動体通信事業部門に属する子会社の一部を通じた販売代理、取次等事業（以下「本件事業②」という。）に係る第 4 条第 2 項に定める権利義務等を乙に承継させるため、本契約の定めるところにより、吸収分割を行う。なお、以下本契約において、本件事業①に係る吸収分割を「本吸収分割①」と、本件事業②に係る吸収分割を「本吸収分割②」と、本吸収分割①及び本吸収分割②を総称して又は個別に「本吸収分割」というものとする。

第 2 条（吸収分割に際して交付される金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本吸収分割に際して、乙から甲への対価の交付は行わないものとする。

第 3 条（吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額）

乙の資本金及び準備金の額の本吸収分割による変動はない。

第 4 条（承継する権利義務等）

1. 乙は、本吸収分割①により、別紙 1「承継権利義務明細表①」に記載の資産、負債及び契約その他の権利義務を、本効力発生日①（第 5 条第 1 項に定義する。以下本項において同じ。）において甲から承継する。なお、別紙「承継権利義務明細表①」に記載の資産及び負債の評価は、2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日①の前日の最終時点までの増減を加除したうえで確定する。
2. 乙は、本吸収分割②により、別紙 2「承継権利義務明細表②」に記載の資産、負債及び契約その他の権利義務を、本効力発生日②（第 5 条第 2 項に定義する。以下本項において同じ。）において甲から承継する。なお、別紙「承継権利義務明細表②」に記載の資産及び負債の評価は、2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日②の前日の最終時点までの増減を加除したうえで確定する。
3. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

第 5 条（効力発生日）

1. 本吸収分割①に係る効力発生日（以下「本効力発生日①」という。）は、2021 年 5 月 1 日とする。但し、分割手続きの進行上の必要性その他の理由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。
2. 本吸収分割②に係る効力発生日（以下「本効力発生日②」という。）は、2021 年 7 月 1 日とする。但し、分割手続きの進行上の必要性その他の理由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（吸収分割承認株主総会）

甲は会社法第784条第2項の定めにより、乙は会社法第796条第1項の定めにより、各々株主総会における本契約の承認を得ずに、本吸収分割を行う。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後から本吸収分割の効力発生日（本吸収分割①においては本効力発生日①を、本吸収分割②においては本効力発生日②をいう。以下同じ。）に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ義務を遂行し、且つ、一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行するものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本吸収分割後においても、承継対象事業について競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から本吸収分割の効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの資産もしくは経営状態に重要な変更を生じたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第10条（本契約の失効）

本契約は、法令上、本吸収分割に関して必要な関係官庁の承認等が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第11条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書原本1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2021年3月22日

甲：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社光通信
代表取締役 和田 英明 ⑨

乙：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社 HCMA アルファ
代表取締役 和田 英明 ⑨

(別紙1)

承継権利義務明細表①

本吸収分割①により乙が甲より承継する権利義務は、本効力発生日①における本件事業①に係る以下の資産、負債、契約上の地位並びにこれらに付属する権利義務とする。

1. 承継する資産

・次に記載する株式。なお、各株式の数は、本効力発生日①の直前時点において甲の保有する当該各株式の全部とし、本効力発生日①までに甲の保有する株式の数に異動がある場合は、当該異動後の株式数とする。

- (a) 株式会社ネットワークコンサルティング株式 2,200 株
- (b) 株式会社シンク株式 600 株
- (c) e-まちタウン株式会社株式 22,600 株
- (d) iCracked Japan 株式会社株式 625 株
- (e) 株式会社メンバーズモバイル株式 10,000 株
- (f) 株式会社アイ・イーグループ株式 382 株
- (g) 株式会社ハローコミュニケーションズ株式 3,200 株
- (h) テレコムサービス株式会社株式 117,268 株
- (i) 株式会社モバイルサポート株式 260 株
- (j) 株式会社セールスパートナー株式 880 株

2. 承継する負債

該当なし

3. 承継する契約上の地位及び権利義務

該当なし

以上

(別紙2)

承継権利義務明細表②

本吸収分割②により乙が甲より承継する権利義務は、本効力発生日②における本件事業②に係る以下の資産、負債、契約上の地位並びにこれらに付属する権利義務とする。

1. 承継する資産

- ・次に記載する株式。なお、株式の数は、本効力発生日②の直前時点において甲の保有する当該株式の全部とし、本効力発生日②までに甲の保有する株式の数に異動がある場合は、当該異動後の株式数とする。

(a) 株式会社ジェイ・コミュニケーション株式 10,338 株

2. 承継する負債

該当なし

3. 承継する契約上の地位及び権利義務

該当なし

以上

以 上

<別紙 2 >

◎ 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めに関する事項

当社は、当社の完全子会社である吸収分割承継会社に対して、当社の営む(i)子会社を通じた販売代理、取次等事業のうち、本件事業②（後記に定義します。）を除く事業（以下「本件事業①」といいます。）に係る権利義務等、及び(ii)移動体通信事業部門に属する子会社の一部を通じた販売代理、取次等事業（以下「本件事業②」といいます。）に係る権利義務等を、吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）の方法により承継させるため、2021 年 3 月 22 日付にて、吸収分割承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本吸収分割に係る会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての相当性に関し、本吸収分割に際しては、吸収分割承継会社から吸収分割会社である当社への対価の交付は行われませんが、これは、当社が吸収分割承継会社の発行済株式の全てを所有しており、吸収分割承継会社から当社に対して対価を交付する必要性が認められないためであります。

以上より、本吸収分割による対価を無対価とすることは相当であると判断しております。

以 上

<別紙 3>

◎ 吸収分割承継会会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社の成立の日現在の貸借対照表は次のとおりです。なお、吸収分割承継会社には最終事業年度はありません。

貸 借 対 照 表

(2021年 2 月 1 日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(資本の部)	
流動資産	20,000,000	資本金	20,000,000
現金及び預金	20,000,000	資本準備金	－
		利益剰余金	－
		純資産合計	20,000,000
資産合計	20,000,000	負債・純資産合計	20,000,000

<別紙4>

◎ 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

以下の理由により、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務（当社が吸収分割により分割準備会社に承継させるものに限ります。）につき履行の見込みがあると判断いたしております。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の最終事業年度の末日（2020年3月31日現在）の貸借対照表における資産の額は728,998百万円、負債の額は533,772百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、当社において、同日から本吸収分割の効力発生時までには債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失等は生じておらず、また、見込まれておりません。さらに、本吸収分割の効力発生時に当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は想定されておらず、本吸収分割の効力発生日以後も、当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社における当社から承継された債務の履行の見込みについて

吸収分割承継会社における当社から承継された債務については、当社が吸収分割承継会社の当該債務につき重疊的債務引受を行います。また、吸収分割承継会社の財務及び収益状況並びにキャッシュフロー等に照らし、吸収分割承継会社は、本吸収分割により当社から承継された債務について、本吸収分割の効力発生日以後も、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以 上